

北海道放課後児童支援員認定資格研修事業委託業務 企画提案指示書

1 業務の概要

(1) 業務名

「北海道放課後児童支援員認定資格研修事業」委託業務

(2) 業務の目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)により、放課後児童支援員については、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされたことを踏まえ、厚生労働省が定める「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」(以下、「国要綱」という。)に基づき認定資格研修を実施することにより、今後における放課後児童支援員の確保及び放課後児童健全育成事業の円滑な運営を支援することを目的とする。

2 委託業務の内容等

(1) 北海道放課後児童支援員認定資格研修(以下「研修」という。)の企画・運営

- ① 研修の日程、会場等の設定
- ② 研修の内容の企画及び講師の選定
- ③ 研修開催通知の作成、発送
- ④ 受講申込みの受付、受講資格の確認
- ⑤ 受講者の決定及び受講決定、開催案内等の通知
- ⑥ 研修で使用する資料、研修レポート又はチェックシート(以下「研修レポート等」という。)の作成
- ⑦ 研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- ⑧ 研修当日の運営、受講者本人確認
- ⑨ 研修レポート等のとりまとめ
- ⑩ 研修受講者名簿、修了者名簿、受講状況確認一覧の作成
- ⑪ 研修実施後の実績報告書の作成

詳細は、別紙1「北海道放課後児童支援員認定資格研修事業委託業務実施要領」のとおり。

(2) 事業上の留意事項

本事業は、国要綱に基づき道が実施する事業の一部を委託するものであり、国要綱に基づき、かつ、十分な研修効果が得られるよう、カリキュラム、講師選定、研修開催日数、会場選定等を行うものであること。

3 発注者

北海道

4 契約期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで

5 積算上限額(消費税を含む)

委託料 10,968千円

6 参加者の資格要件

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む。)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

- ① 道内に本部(本社)、支部(支社)又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)その他法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの(コンソーシアムの場合、構成員の一つが少なくとも道内に事業所を有していること)。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は除く。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- ④ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- ⑥ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査基準

参加表明を行った事業者から提出された企画提案の審査会で判断する企画競争を実施し、最も適切と思われる企画提案を行った事業者と、見積書の条件が合致した場合に業務を委託する。

(1) 業務処理体制

- ・業務を効果的かつ効率的に行うことが可能なスケジュールになっているか
- ・研修の企画、実施を行う事務局体制が確立されているか。また、各圏域の研修を運営するためのスタッフ配置等は必要かつ十分か
- ・適切な会場及び講師を確保することが可能な実績や方法を備えているか
- ・研修に用いるテキスト等の教材は妥当か、実費徴収額の設定根拠は適正かつ明確となっているか
- ・受講者名簿の作成、修了科目の整理、他会場での受講状況などを総括的に管理する体制は整っているか
- ・事業予算は妥当であるか、会計処理が適正に実施可能な体制・方法が確保されているか

(2) 研修の内容

- ・各科目の「ねらい」や「ポイント」をわかりやすく受講者に伝えることができる内容となっているか
- ・受講者が理解しやすいよう、適宜演習やグループ討議などを設けるなどの工夫がされているか
- ・実際の放課後児童クラブでの活動状況など、実践に役立つ内容が盛り込まれているか
- ・受講者の研修内容の理解が深まるよう、16科目の研修の構成（科目の順番）が組み立てられているか
- ・業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認する方法は適切か

(3) 研修の実施方法

- ・各地域の放課後児童クラブの開設状況（曜日・時間帯等）や、支援員の配置状況（代替職員確保の可否）等を把握しているか
- ・開催時期及び曜日・時間帯は、各地域の状況に応じた、受講しやすい設定となっているか

8 応募手続

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴収して資格の有無を審査し、資格を有する申請者に企画提案を要請する。

(1) 担当部局（提出・問合せ先）

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課保育・育成グループ

所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 （代表）011-231-4111 内線 25-770

（直通）011-204-5236

FAX 番号 011-232-4240

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

- ① 提出部数 1部
- ② 提出場所 (1)に同じ
- ③ 提出期限 平成31年2月25日(月) 午後5時まで
- ④ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による

(3) 参加表明書の作成上の留意事項

別紙2「北海道放課後児童支援員認定資格研修委託業務企画提案参加表明書作成要領」のとおり

(4) 企画提案書（別紙様式）の提出期限、提出場所及び方法

- ① 提出部数 8部（社名、団体名等は1部のみ記載し、残り7部には記載しないこと）
- ② 提出場所 (1)に同じ
- ③ 提出期限 平成31年3月4日(月) 午後5時まで

④ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による

9 見積書の提出

採用された企画提案者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼する。

10 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
事前に不参加を決定した場合は、3月4日（月）午後5時までに上記8（1）の担当部局へ連絡すること。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案の作成のため、北海道から受領した資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできない。
- (6) 受託者は、受託業務の処理に伴い、著作権その他の権利が生じた時は、それらの権利を北海道に移転しなければならない。
- (7) 受託者は、受託業務の処理に伴い、収集した個人情報、全て北海道に移転しなければならない。
- (8) 契約書作成の要否
要